

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

四国（愛媛）厚生年金 事案 1133

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は25万円、申立期間②は13万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月24日
② 平成16年7月26日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B銀行C支店から提出された預金異動明細書及び複数の同僚の賞与支給明細書から判断すると、申立人は、A社から申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、B銀行C支店から提出された預金異動明細書の賞与振込額と複数の同僚の賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は25万円、申立期間②は13万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1134

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は11万円、申立期間②は6万円、申立期間③は4万9,000円、申立期間④は12万円、申立期間⑤は10万円、申立期間⑥は15万7,000円、申立期間⑦は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月24日
② 平成16年7月26日
③ 平成17年7月22日
④ 平成17年12月22日
⑤ 平成18年7月26日
⑥ 平成18年12月22日
⑦ 平成19年7月24日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B銀行C支店から提出された預金異動明細書及び複数の同僚の賞与支給明細書から判断すると、申立人は、A社から申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、B銀行C支店から提出された預金異動明細書の賞与振込額と複数の同僚の賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は11万円、申立期間②は6万円、申立期間③は4万9,000円、申立期間④は12万円、申立期間⑤は10万円、申立期間⑥は15万

7,000円、申立期間⑦は9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

四国（高知）国民年金 事案 507（高知国民年金事案 292 及び 452 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 44 年 3 月まで

私は、20 歳になった頃、国民年金に加入し、当時、同居していた祖母及び叔母を通じて国民年金保険料を集金人に納付していたことは確かであることから、過去 2 回、第三者委員会に対して年金記録の訂正について申立てをしたが、認められなかった。

前々回の申立てにおいて、申立期間当時の住所を住居表示変更後の「A 市 B 町 3 番 9 号」としていたところ、最近になって、住所表示変更前の「A 市 B 町 48 番地」が判明したので、調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、20 歳になった頃、自宅に来た集金人に国民年金の加入を勧められたため国民年金に加入し、当時、同居していた祖母及び叔母を通じて、国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 6 月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、39 年 1 月から 42 年 3 月までの期間は時効により納付できない期間であり、同年 4 月から 44 年 3 月までの期間は過年度納付によることとなるが、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無いと供述しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立期間は 63 か月と比較的長期間である上、申立人の申立期間に係る保険料を納付していたとされる申立人の祖母及び叔母は死亡していることに加え、集金人も特定できないことから、申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られないことなどを理由として、既に年金記録確認高知地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 20 年 12 月 17 日付けで

年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の申立てにおいて、申立人は、国民年金に加入した当時、近所に居住し、同じ頃に 20 歳になった女性と国民年金保険料の納付について話したことを思い出したことから、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、当該女性は、申立期間が未納となっている上、死亡していることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける証言も得られず、そのほかに年金記録確認高知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に同委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、その弟が戸籍謄本の附票に記載されていた住居表示変更前の申立期間に係る申立人の A 市内の住所を覚えていたと供述し、再申立てを行っているが、申立人は、当該戸籍謄本の附票を保管していない上、同市から提出のあった申立人の弟に係る戸籍謄本の附票については、既に改製されているため、申立期間当時の住所を確認することができないほか、同市役所が保管する国民年金被保険者名簿及び C 年金事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿には、昭和 44 年 6 月に払い出されたと推認される国民年金手帳記号番号以外に申立人の国民年金手帳記号番号は確認できず、そのほかに年金記録確認高知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（香川）国民年金 事案 508（香川国民年金事案 95、380、422 及び 463 の再
申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 49 年 3 月までの期間及び 52 年 4 月から 56 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 52 年 4 月から 56 年 3 月まで

これまでの申立てに対して、第三者委員会は、私の国民年金手帳記号番号は昭和50年以降に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがえないと判断しているが、私には、昭和50年以前に払い出された別の記号番号（基礎年金番号）があり、当該記号番号で国民年金保険料を納付していたので、今までの主張も含めて再度検討の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、保険料の納付状況は不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、既に年金記録確認香川地方第三者委員会（当時。以下「香川委員会」という。）の決定に基づく平成 20 年 3 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2 回目の申立てにおいて、申立期間①及び②について、申立人は、「集金人を探して、話を聞いてほしい。」と主張しているものの、集金人について、新たな供述を得ることができず、国民年金保険料の納付状況について確認できないことから、既に香川委員会の決定に基づく平成 22 年 11 月 25

日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、3回目の申立てにおいて、i) 申立期間①について、申立人の年金手帳は、昭和49年11月に施行された「年金手帳の様式を定める省令」に基づく様式であり、国民年金受付処理簿における申立人の国民年金手帳記号番号の前後の払出し状況から、申立人の同記号番号は50年以降に払い出されたものと推認される上、国民年金と同時に加入したとする国民健康保険の被保険者資格取得日は48年5月4日であることが確認できることから、申立人が会社を退社（昭和44年12月31日）後すぐに国民年金に加入し、知人が証言している期間（昭和45年4月から47年3月までの期間）において、国民年金保険料を納付していたとは考え難いこと、ii) 申立期間①及び②について、「オンライン記録において納付済みとなっている期間について、領収印の無い国民年金保険料領収証が有ることから、申立期間における記録についても、記載漏れをしている、又はほかに紛れ込んでいる。」と主張しているものの、A市は、「当該期間において、既に納付書による国民年金保険料の徴収を開始している。」旨回答しており、当該国民年金保険料領収証に領収印が押されていないことが必ずしも不自然とまでは言えないことから、既に香川委員会の決定に基づく平成23年6月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、4回目の申立てにおいて、i) 国民健康保険の被保険者証を第三者に対し、本人確認のために提示した証拠として、母子健康手帳及び不動産売買契約書の写しを提出しているが、申立期間当時、同手帳の交付申請及び同契約の締結時において、本人確認は義務付けられていないことから、これらの母子健康手帳等の写しをもって、申立期間①当時において、申立人が国民健康保険及び国民年金に加入していたものと判断することができないこと、ii) 3回目の申立て時に「申立人の下でアルバイトとして勤務していた時、申立人が集金人に対し、国民年金保険料を納付していたことを覚えている。」旨供述した知人が、「申立人の下でのアルバイトを辞めた昭和47年4月以降も、63年頃まで申立人宅を訪問しており、2、3回、国民年金保険料の集金人を見た。」と新たに供述しているが、当該知人は、申立人宅で集金人を見た具体的な時期を記憶しておらず、申立人の国民年金保険料の集金が行われた時期を特定することができない上、当該知人の供述を裏付ける事情も見当たらないこと、iii) 申立人は、「昭和49年度の国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、A市役所から、同年度の保険料が未納であるとして、領収印の無い国民年金保険料領収証が催促通知として送付されたため、同市役所に抗議し、同年度の納付記録を訂正してもらったことがあった。このため、申立期間についても記録が誤っている可能性がある。」と新たに主張し、領収印の無い国民年金保険料領収証及び記録訂正後に交付されたとする昭和49年度に係る「国民年金保険料領収書」を提出しているが、申立人と

同時期に国民年金手帳記号番号が払い出された複数の被保険者は、「昭和 49 年度及び 50 年度に係る領収印の無い国民年金保険料領収証（申立人が催促通知とする様式と同一様式）が、年金手帳交付時から、両面印刷された状態で年金手帳内に貼付されていた。」旨回答している上、50 年度の保険料を前納している被保険者の年金手帳にも同様に貼付されていることが確認できることなどの理由から、既に香川委員会の決定に基づく平成 24 年 3 月 14 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「昭和 50 年以前に払い出された別の記号番号（基礎年金番号）があり、当該記号番号で国民年金保険料を納付した。」旨主張しているものの、申立人が基礎年金番号として提出した記号番号は、申立人が昭和 36 年 3 月 16 日に厚生年金保険に加入した際に払い出された厚生年金保険の記号番号であり、制度上、当該記号番号によって、申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

そのほかに香川委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1131（香川厚生年金事案 956 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 3 日から同年 11 月 4 日まで
② 昭和 35 年 11 月 5 日から 39 年 12 月 31 日まで

私は、昭和 40 年 3 月に夫の転勤により A 市から B 市へ転居していた。また、41 年 1 月に長女を出産予定で、脱退手当金が支給されたとする時期の 40 年 7 月は妊娠 5 か月であった。当時、B 市から A 市へは、片道で 4 時間から 5 時間ほどかかっていたので、列車による乗り物酔いがひどく、吐き気の強かった私には、とても単身での往復は無理だった。そのような状況で、脱退手当金の請求手続や受取のために A 市まで行ったはずはないので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の供述からは、当時、申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間を年金として受給しようとしていた意思はうかがえず、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然な点は見当たらないこと、ii) 申立期間に係る脱退手当金は、それぞれ異なる厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていた申立期間①の被保険者期間と申立期間②の被保険者期間が共にその計算の基礎とされており、当時は、請求者からの申出が無ければ、社会保険事務所（当時）が、異なる厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、申立人の意思に基づいて請求された可能性を否定できないこと、iii) 未請求となっている厚生年金保険被保険者期間は存在しない上、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 40 年 7 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、iv) 申立人から聴取しても、受給した記憶が

無いというほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認香川地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 24 年 4 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、その夫の昭和 40 年 3 月 1 日付けの異動に係る辞令及び同年 3 月 31 日付けで A 市から B 市に転入したことが確認できる戸籍の附票を提出し、自身が列車による乗り物酔いがひどく、妊娠中であったため、長時間の移動は困難であったことから、脱退手当金の請求手続や受取のために B 市から A 市まで行けるはずがないとして再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録では脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では、保存期限が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせるような事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、前回の申立てに係る年金記録確認香川地方第三者委員会の決定のとおり、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらないとともに、新たに C 年金事務所から提出された昭和 39 年度脱退手当金支給決定簿に、受付日を昭和 40 年 3 月 1 日として、婚姻（同年 2 月 * 日）後の申立人と同じ氏名であり、かつ厚生年金保険被保険者記号番号が申立人の同記号番号と一致する者から脱退手当金の請求があったことが記載されていること、申立期間当時、脱退手当金は、支給決定を行った社会保険事務所以外に、受給者の居住地近くの指定金融機関又は郵便局の窓口でも受け取ることができたため、B 市に居住する申立人が、A 市まで赴かずとも、同手当金を受け取ることは可能であったものと考えられることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する一方、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1132（愛媛厚生年金事案 415 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から40年10月1日まで

申立期間当時における、私のA社B地方本部（現在は、C社D地方本部）での勤務については、元夫がよく知っているはずであり、当時の同僚も数名思い出したので、これらの者に確認し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の加入記録から、申立人が、A社B地方本部に勤務していたことは推認できるものの、i) C社D地方本部は、「申立期間当時の資料が無く、申立てどおりの届出を行ったか、厚生年金保険料を控除したかは不明であり、当社が保管する職員記録にも申立人の記録は無い。」としており、申立期間当時の事務担当者は、「当社には正職員のほかに臨時職員がおり、臨時職員の中には厚生年金保険には加入せず、雇用保険だけ加入していた者もいた。」と証言していること、ii) 申立人が、申立期間当時、一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、申立人の勤務形態に係る証言を得ることができず、厚生年金保険に加入していた事実を確認することができないこと、iii) 社会保険事務所（当時）が保管するA社B地方本部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いことなどの理由から、既に年金記録確認愛媛地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年9月8日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、元夫及び3人の同僚の名前を挙げ、「当時の私の勤務について、これらの人に確認してもらえば、私が申立事業所において正職員として勤務していたことが確認できるはずである。」と主張

しているところ、元夫及び3人の同僚共に、「申立人は、A社B地方本部において勤務していた。」旨供述していることから、申立人がA社B地方本部において勤務していたことは認められるものの、同本部における申立人にかかる雇用形態や厚生年金保険の被保険者であったか否かを確認できる供述は得られず、申立期間当時、申立事業所において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料及び周辺事情も見当たらない。

そのほかに、年金記録確認愛媛地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1135

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 53 年 3 月まで

昭和 45 年 3 月から 53 年 3 月まで、A 社に生コンプラント、建設機械及び車の B 職として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 46 年 12 月 1 日から 53 年 4 月 20 日までの期間は、A 社における雇用保険の被保険者記録が確認できることから、少なくとも当該期間について、申立人は同社で勤務していたと推認できる。

しかしながら、A 社において経理全般を担当していた者は、「作業員は、申立期間当時、日雇労働者健康保険に加入していたため、厚生年金保険には加入していないと思う。」と供述している上、社会保険事務を担当していた者においても「日雇労働者健康保険の方が保険料も安いので、みんなの希望もあって作業員は日雇労働者健康保険に加入していた。」と供述している。

また、申立人が一緒に勤務をしていたとして名前を挙げた同僚 3 人のうち 2 人については、A 社における厚生年金保険の被保険者記録は、申立期間より後であることが確認できる上、そのうち 1 人は「A 社では、私やほかの者も日雇労働者健康保険に加入しており、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

さらに、商業登記簿によると、A 社は平成 16 年 7 月に解散しており、関係資料は得られない上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の取扱いについて供述は得られない。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間における厚生年金保険被保険者の資格を取得した記録に、申立人の氏名等は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。